

原告団

ニュース122号

目次	
・裁判報告	1
・原告団総会記念講演会報告	6
・〈寄稿〉自民党改憲草案批判（続）	8
・原告団総会報告・決算報告等	9
・核燃などを巡る動き	11
・お知らせなど	12

次回裁判 2019年12月6日（金）午後1時15分～ 青森地方裁判所 円卓会議
午後1時30分～ 青森地方裁判所 口頭弁論

裁判報告

代表（弁護士）浅石 紘 爾

第1. 再処理を巡る情勢

1. 原発ゼロ法案の早期成立を

2019年9月13日の核燃裁判終了後、翌日の原告団総会を記念して、立憲民主党の政務調査会長の逢坂誠二衆議院議員（北海道8区選出）をお招きして、「原発ゼロ法案と六ヶ所再処理工場」をテーマに講演していただきました。講演は、原子力防災計画の実効性のなさ、余剰プルトニウム解消の困難性、余剰が招く軍事バランス崩壊のおそれ、核燃サイクルにはメリットがないこと（コストが高すぎるし、使用済MOX燃料の再処理問題は先送りにされており、サイクルの環は不成立）など、原子力政策批判全般に及びました。

この日のメインテーマである原発ゼロ法案の意義（目的）については、次のように理路整然とした解説がなされました。

福島原発事故後、全ての原発が停止したが、電力不足は生じなかったことから、原発は即時停止しても困らないのではないかという議論があるが、現在の社会の仕組みは原発稼働が前提となっており、その仕組みの中で議論する限り原発即時ゼロは非現実的。法案は「法施行後5年以内に全原発の運転を廃止すること」を目指しているが



講演する逢坂衆議院議員

まず、原発ゼロの政治意思を明確にし、その上であらゆる社会の力をその目標に向けて投入することが現実的解決と考えた。ドイツの脱原発の工程は非常に参考になる。

原告団は、綱領で原発・核燃の即時廃止を唱っていますが、方向性において違いがある訳ではないので、この法案の成立に向けて全国と連帯した運動を展開してゆくことで一致しています。ただ法案は核燃料サイクルからの撤退を基本方針としていますが、再処理は百害あって一利ない「金喰い虫」であり、六ヶ所は使

用済燃料（放射性廃棄物）の一時保管場所としての役割しか果たさない原発の延命手段にすぎない点を考えてならば「法施行後5年以内」ではなく、もんじゅ同様もっと早期に再処理の廃止措置を講ずべきであり、この点は、法案に明記するよう働きかけていかなければならない課題だと考えています。

2. アストリッド計画の挫折

高速増殖炉計画の失敗（もんじゅ廃炉）を糊塗するために登場した高速炉計画は頓挫必至の状態にある。

すなわち、この計画を支える仏のアストリッド計画は、ルモンド紙に「仏政府が計画停止を決定・アストリッドは死んだ」と報道されている。我国はこれまで共同研究・開発費として約300億円を支出し、本年度も予算要求したが、この報道が事実ならば、我国の高速炉計画は暗礁に乗り上げ、プルトニウム利用をめぐる核燃料サイクルの破綻が加速されることは明白である。

3. 最終段階に入った原子力規制委員会の審査

再処理の適合性審査は遅れに遅れていますが、いよいよ大詰めの段階を迎えようとしています。

審査遅れの大きな原因の一つである活断層問題について、規制委員会は、2019年5月から日本原燃が行なっている再処理工場近くの出戸西方断層の追加調査に相当の期間を要することから、審査終了（合格証の公表）時期を見通せないという委員長の見解が示されました。

この調査は出戸西方断層の長さ、ひいては基準地震動に関係しており、この断層は渡辺満久東洋大教授がつとに指摘されている六ヶ所断層を根拠づける断層の傾

斜（撓曲）が読み取れる場所であることから、規制委員会は慎重な調査検討をしていました。10月3日と4日には規制委員会の委員ら12名が現地入りしました。

その他にも、原告団がその不備を強く糾弾してきた航空機衝突問題（落下確率と防護設計）も積み残されています。

審査書が確定する時期は年度内（2020年4月中）になるのではという予測もなされているところです。

第2 再処理裁判

1. 原告準備書面提出

(1) 準備書面（167）

再処理工場の危険性（川井氏担当）

- ① この準備書面は、再処理工場は原発に比べて⑦放射性物質が分散しており④核燃料物質は臨界状態になく常温常圧化にあり⑨事故の進展が遅いなどの特徴を有するため危険性が低く、電源設備に係る安全規制も緩やかで構わない仕組みになっているという被告の主張に対し以下の通り反論したものです。



使用済燃料貯蔵プール（日本原燃のホームページより）

- ② 保有放射能の比較
- ⑦ 再処理工場の保有線量は、一重大事故あたり最大放出許容量の約2000倍。
- ④ 使用済燃料貯蔵量は、六ヶ所再処理工場に隣接する東通原発（110万kw）

の約7倍。

- ㊦ 福島原発4号機の事故当時の燃料集合体は本件施設の約13倍。

このように、使用済燃料の貯蔵量に着目すれば再処理工場の危険性は明白である。福島原発事故直後に近藤駿介原子力委員長が菅首相の要請で試算した「福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描」によると、4号機プール内の燃料破壊による事故被害は、最大200km圏内に及ぶというものであった。このシナリオを本件施設に当てはめると、放射エネルギーの多さに照らして汚染範囲は日本全土に及ぶことは明らかである。

③ 再処理工場の特殊性を看過

しかも、本件施設では再処理工程で可燃性の強い有機溶媒と強酸の硝酸溶媒が使用されていることから、原発にない脆弱性が内包されている。

また、高レベル廃液の存在は、原発では考えられない本件施設の最弱点である。

例えば、電源喪失に伴い冷却機能喪失によって引き起こされる廃液の蒸発乾固は、極めて深刻且つ重大な事故発生の原因とされている。

④ 再処理工場の電源設備の不備

再処理工場の電源設備の要求は「外部からの受電は2回線以上であること」

「非常用電源設備を設けること」の2点のみで、可燃物を取り扱う一般のプラントの要求レベルであり、化学プラントと放射性物質取扱施設の両面を持つ再処理工場の特殊性を看過している。

⑤ 重大事故等対処設備の不備

再処理工場の特殊性に鑑み、再処理

新規制基準は、いくつかの重大事故を想定し、事故時には原発とは異なる対処策がとられている。その一つが重大事故等対処設備（電源車、ケーブル、排風機など）であるが、この設備には地震による地割れ、火山降灰により使用不能又は困難となる事態に対応できない不備がある。

⑥ まとめ

本件施設の電源、電気設備の現状は「原発より危険性は小さい」とは言えないばかりか、逆に極めて脆弱であり、このまま工場が稼働すれば、福島原発事故を超える大事故の発生と被害を招きかねない。

(2) 準備書面（168）

航空機落下に関する適合性審査及び

審査基準の誤り（伊東代理人担当）

① 航空機落下（墜落）対策の不備

この問題は、新規制基準が制定される以前から、六ヶ所再処理工場の安全性を揺るがす最大のウィークポイントであった。すなわち、本件施設のすぐ近くに軍事施設（例えば三沢基地、天ヶ森射撃場など）が存在するという特殊環境下で、軍用機などが施設に墜落する危険性が高く、工場が広大であるなどの事情から、その安全対策が非常に難しいと考えられてきた。

② 安全規制の仕組み

航空機落下を「想定される外部人為事象」（基準§9・3）として設計上考慮するか否か（防護設計を必要とするか否か）を判断するための具体的な基準は・落下発生確率の総和が 10^{-7} （回／炉・年）を超えないこととされている。

評価対象となる航空機は、固定翼機（ジェット旅客機・民間航空機、自衛隊機・在日米軍機）と回転翼機（ヘリコプター）の2種類である。

落下確率の計算式は以下の通りである。

$$f_{so} \div S_o \times A$$

f_{so} ：最近の20年に日本国内の陸上に落下した事故だけを考慮した単位年当たりの訓練空域外の落下事故率

S_o ：全国土面積から全国の陸上の訓練空域の面積を除いた面積

A ：標的面積（再処理工場全体）

③ 落下確率の変遷

- ・日本原燃は、当初20年間の事故回数を少なく計算して確率を 7.5×10^{-8} とし、 10^{-7} 未満だから基準を充たしていると主張し、規制委員会もこれを容認していた。
- ・これに対して、伊東代理人作成の準備書面で落下回数の誤算を指摘したところ、確率を 9.0×10^{-8} と訂正した。
- ・この評価値は 10^{-7} まであと10%の余裕しかないものであり、更田規制委員長をして「これは境界となる頻度とほぼほぼ同レベル」と言わしめ、また規制委の金城チーム長補佐も「 10^{-7} とほぼ同じオーダーを示している」と同様の指摘をした。

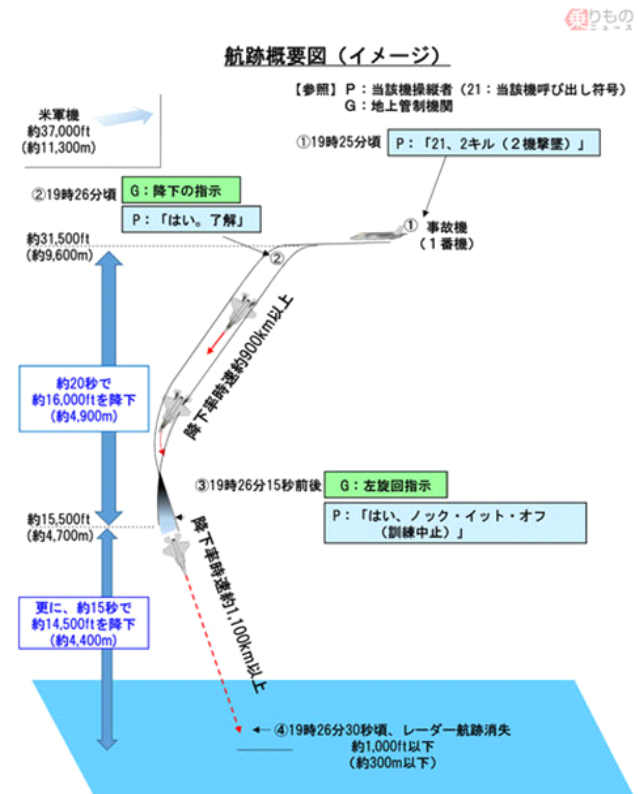
原告準備書面（160）では、近い将来、あと1,2回墜落事故が起きれば基準を超えると指摘したところであるが、被告規制委員会も同様の危機感を抱いていることを端無くも露呈した。

④ 防護設計は大丈夫か。

- ㊦ 防護設計の条件は、20tの航空機（F16）・1.9tのエンジンが150m/sの速度で工場に衝突するケースを想定。
- ㊩ 原告団が提出済みの後藤政志氏の鑑定意見書によると、全体破壊（航空機全体の重量）のケースでは30t・150m/sで基

準超え、20t・187.5m/sで基準超え、伊東代理人の計算によると局部破壊（エンジンの貫通）のケースではF4EJ改エンジン2基だと200m/sで貫通という結果が出ている。

- ㊦ 三沢基地に配備されているF35Aが2019年4月9日三沢東方沖135kmの太平洋に



墜落した（事件は前号ニュースでお知らせの通り）。たまたま海上墜落だったので落下確率にはカウントされなかったが、墜落速度や事故原因が判明するにつれて、審査基準の不合理性が明らかになってきた。

- ・F35の重量は30tなので150m/sで衝突しても全体破壊は起きる。工場はF35に対する防護設計になっていない。
- ・上記事故におけるF35Aの墜落速度は、1100km/h（305.6m/s）以上であった。これまでも、しばしば批判してきたように、事故後150m/sでグライダーのように飛行するという想定は非現実的であることが明白に証明された事故であっ

た。この速度では、全体破壊・局部破壊は言うまでもない。

- ・墜落原因はパイロットの空間識失調（パイロットが自機の姿勢・位置・方向を把握できない状態。飛行錯覚とも言われる）であったことが判明。エンジントラブルで滑空飛行という想定はここでも否定されるに至った。

⑤ 後出しジャンケンした規制委員会

上述のように、30tもあるF35が多数三沢基地に配備され（将来的には40機を予定）、再処理工場周辺を頻繁に飛行する事態に備えて、2019年8月21日付で規制委員会は軍用機の落下確率評価基準を「F16と同様ないしそれ以下の航空機の落下を事故1回あたり0.1回でカウントする」という特例を設けて、F35に対する防護設計の再評価をしなくて済むように、確率計算方法を変更することによって10-7より大幅に落下確率を小さく計算されるようにしてしまった。

日本原燃に都合の悪い結論が出ないよう規制当局である規制委員会自身が後付けで評価基準を事業者にも有利になるよう基準変更して審査を通そうというあるまじき暴挙に出たのである。

⑥ 航空機墜落による火災の審査基準の不合理性

ガイドは墜落地点を限定しているが、墜落確率そのものは意図的な航空機テロではない限り、施設内のどこでも同じなのに、まるで建屋付近には一定の円内には墜落しないという考え自体が不合理である。この点については更田委員長自身が「かなり奇怪な考え方」と発言している。その後、この考え方は採用せず、建屋外壁等で火災が発生することを評価基準とすることになった。しかし、原発については従前基準を維持するという姿勢で変えていないのは矛盾である。

- ⑦ なお、本準備書面の解説は、「はんげんぱつ新聞498号」に伊東代理人が投稿、掲載されているので読んで下さい。

2. 被告規制委員会の対応

(1) 被告準備書面（50）提出

新規制基準は、共通要因故障（地震や津波などにより複数の系統又は機器を同時に損傷させ機能喪失させること）に対応した規制を要求していること、単一故障に静的機器（配管やタンクなど）を含めないのは、再処理施設の特徴（使用済燃料の常温貯蔵、大気圧未満での管理・温度・圧力が過酷でない）を考慮したもので合理性がある。

(2) 次回以降も、原告準備書面に対する反論書提出予定とのこと。

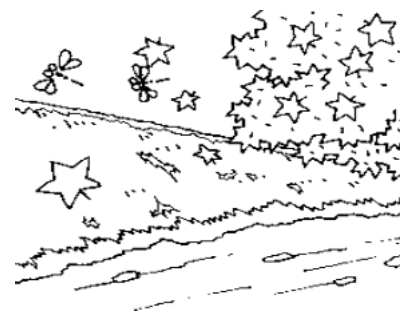
この日は裁判長から審査終了見込みの質問は出ず、裁判所も被告規制委員会の緩慢さに愛想をつかした様子が窺われました。

第3 次回裁判

今回は、2019年12月6日（金）午後1時15分ラウンド法廷、1時30分から口頭弁論です。

原告団からは、六ヶ所断層に関する準備書面、断層検証申出、日本原燃の「経理的基礎」に関する主張を出す予定です。

次々回は、2020年3月6日（金）が内定しています。



『「原発ゼロ法案」と六ヶ所再処理工場」 —原告団総会記念講演会報告—

事務局長 山田 清彦

1. はじめに

9月13日、青森市のアウガ5階の研修室で、立憲民主党の衆議院議員逢坂誠二氏より、上記のタイトルで講演をしていただきました。当日は、青森選挙区で参議院議員に立候補した小田切達（さとる）氏（当原告団の弁護士）と鶴賀谷貴県議会議員、更には鹿内博県議会議員の参加もあり、約40名の方に聞いてもらうことができました。

私は、「原発ゼロ法案」の趣意書自体を読む限り、原発のことが中心に書かれていて、核燃サイクルの全体像（特に、現にある核のゴミの処理処分）についての認識が薄いと感じていました。それに、野党全体で取り組むとしても、自公政権が強力な現状で、具体的に実現する方法が不明確と思っていました。ところが、2017年9月、日米原子力協定の自動延長を前にして、約10名のメンバーとアメリカに同行して、議会関係者らと一緒に面談した（原告団ニュース115号に掲載）逢坂さんの講演を聴いて、具体的な方針に納得できたように思いました。

以下、講演からの主な所を拾って、原子力発電所と再処理工場の問題、そして原発ゼロ法案の目指すところを抽出して紹介します。

2. 「原発続けてこの国大丈夫なんですか？」

- ・ 3.11の事故以降「原発ゼロにしてやっていけるんですか？」、こういう問いかけをされる場面が沢山あります。私、逆だと思ってるんです。「原発続けてこの国大丈夫なんですか？」という問いかけの方が、私は真つ当な気がするんです。
- ・ 先月発売された文藝春秋に、元東京電力の社員であつたら木村さんがですね、福島第一原発の事故原因は津波ではない、津波の前に壊れたと言っている。これが



2019.9.13 デーリー東北

もしその通りであるとするならば、新規規制基準は見直さなければいけません。

今の新規規制基準は、津波が原因であるということ为主要理由にしていますから、防潮堤を高くするとか、そういう対策がメインなわけですね。そうじゃないんだと、地震でも壊れていたとするならば、今の新規規制基準は見直す必要があるということです。

- ・ 日本の原発の問題点は、3.11の前までは日本の原子力発電所は事故が起きない、重大な過酷な事故は起きないんだということが前提だった。ところが福島原発事故の3.11以降、何が変わったか。原発事故は起こるんだということが前提になったわけです。
- ・ ところが日本の規制基準の中には、規制基準そのものの中には、避難計画のことが入っておりません。つまりは、原発周辺住民を守ることは考えていない。

3. 再処理工場も危うい

今日本には使用済核燃料18,000トンあります。六ヶ所村の再処理の能力が年間最大800トンですね。18,000÷800=22.5。18,000トンの使用済核燃料を再処理するのに2

2.5年掛かるわけです。それによってプルトニウムは90トンできることになります。現在日本が保有しているプルトニウムは、最近1トン程度減りましたが、今46トンです。仮に大間がフルモックスで動いたとして、年間の消費量1.1トンです。それから、政府が以前日本の原発15、16基でプルサーマルをやるとした時の原発一基あたりの平均の年間消費するプルトニウム量単純に割り算しただけですけどもだいたい 0.3 トン。だから、大間がフル稼働して、それからプルサーマルを10基の発電所でやる。それで、やっと年間の消費量が 4 トンになるわけです。新たに再処理をやる意味は全くない。

4. 東アジアの軍事バランス

2年前アメリカに行った時に、アメリカの幾人かの研究者の方々が、日本の今のこの状況を見て、日本がこんなにプルトニウムを保有し続けてることになるのを見て、東アジアの軍事バランスが崩れるのではないかと。他の国も日本と同じような事をしたがる。或いは、北朝鮮がやっていると対して、北朝鮮がおかしいよということを言えない、そういう状況を惹起する。それが今の日本の立場なんではないんですか。だから、何らかの方法で 日本が持っているプルトニウム、これを減らす。こういうことを考えなければいけないと言われました。

5. 核燃料サイクルは大嘘

私たちは核燃料サイクルという言葉に騙されています。MOX燃料を使った後に、使用済MOX燃料が出ます。使用済MOX燃料をもう1回原発の燃料として使うためには、六ヶ所で再処理できない。これは政府も認めています。従って、核燃料サイクルを動かして、使用済MOX燃料をたくさん生み出してしまおうということは、また新たに処理の出来ない使用済燃料問題を作ってしまうことになるんです。

6. 原発ゼロ法案の狙い

原子力発電所の議論をする時に、理性的であればある程、或いはものの考え方を筋道を立てて考える人であればある程、こういう問いかけをする方がいます。

「逢坂さんの言ってる通り原発ゼロというのは非常に大事なことだ。自分もそれに賛成だ。だけれども、それに至る具体的な工程を明示して貰わないと、原発ゼロ社会が安心かどうか何とも言えない。具体的な工程を明示してくれ」ということをよく言われます。理性的であればある程、そういうことを言う方がいるんですが、今の社会を前提にする限り、具体的な工程を作り出すのは私は簡単なことではないと思います。電力会社も今の財務会計を基本にしている限り、合理的に原発をゼロにする道など考えちゃくれない。

そこでなんです。だからこそ原発ゼロ法案なんですね。これはどういう意味か、政治の意思として様々なことを考えたら、原発を使い続けるということは無理であるならば、政治の意思でまずは原発をゼロにするということを決めましょう。それを決める限り、経営者の皆さんも様々な研究機関や民間の事業者も、原発ゼロに向かって、自分たちの持っている資源、リソース、力それを投入することにはならない。

本当の意味で国を守るために、本当の意味でこの地球を守るために、それは政治が決断をする。そういう意味が、原発ゼロ法案です。そして、ゼロにすることを決めて、その上で、法の施行後2年以内を目途にして実施法を作ることです。そして基本方針としてあるのは、全ての実用発電用原子炉の中止、使用済燃料及び放射性廃棄物の廃棄及び処分に関する国の関与のあり方を明確にする。それから地域住民の安全確保をする。それから運転期間の延長は認めない。新增設、リプレースの禁止。核燃料サイクルからの撤退。実用発電用原子炉等を廃止する。事業者への支援と、それから 再生可能エネルギー支援と原子力以外のエネルギー利用への転換。周辺地域の雇用経済対策。こういったことを頭に置きながら実施法を2年以内に作る。そうして5年以内に、全ての実用発電用原子炉の運転を廃止するということなんですね。それをバージョンアップしていかなければいけないというふうに思っています。

自民党改憲草案批判(続) 一国民を臣民におとしめる安倍低劣憲法

神奈川県在住 原告 山浦 元

青森県の医療と農漁業を守りたいという佐原若子さんの熱い思いは、心ある県民をつき動かししました（県知事選挙に立候補した佐原さんの記事が週刊金曜日5月17日号に掲載されていました）。

私が旧満州で生を受ける数カ月前の1937年12月、南京に滞在していた米国人牧師が、中国人民に対する日本軍の暴行～略奪～強姦～殺戮の実態を16ミリカメラで密かに撮影していました。その記録をもとに1995年、米国でドキュメント映画「天皇の名のもとに―南京大虐殺の真実」が制作されましたが、真実を伝えたくないNHKは放映を拒否し、我が国では公開出来ませんでした。しかし先頃、その日本語版が制作され、映画の内容紹介と批評が週刊金曜日7月5日号に掲載されました。そして7月13日、東京のアプリンク渋谷で公開上映されたのです。子供たちの凄惨な映像に涙が出ました。南京戦に参加した元日本軍兵士らの証言「日本の軍隊は国民の軍隊ではなく、自分の意志や人間性を持たず、天皇に絶対服従し忠誠を尽くす盲従兵団に仕立てられていた」（ISそのものではないか）を聞きながら、私の生まれた故郷本溪湖市の近くで日本軍が平頂山の全村民3000人を虐殺し、ガソリンで焼き尽くした惨劇を思い浮かべていました。何と映画館でDVDが販売されていました（「天皇の名のもとに」日本語版制作委員会 TEL 03-3530-8588）。全国民必見の映画です。

昨年10月28日、神田神保町にある日本教育会館で週刊金曜日創刊25周年記念集会が開かれました。原発～核燃問題をまともに取り上げている唯一のメディアです。集会で特に印象深かったのは指揮・飯村孝夫、ピアノ・崔善愛、自由な風の歌合唱団（日の丸・君が代の強制と闘う教師たち）による林光作曲「日本国憲法ははじめのことば（前文）・第9条」の合唱でした。「日本国民は…われらとわれらの子孫のために…政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し…恒久の平和を念願し…専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去し…全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する…いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならない…日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う」という、全世界を視野に入れた、文字通り崇高な至上至高の平和理念を見事に歌い上げました。殆どの国が偏狭な自国第一主義に陥っている今こそ、世界に誇り得る憲法理念でしょう。

「日本国民は」で始まる現憲法の前文に対

して、「美しい神国日本」を夢想して極右組織・神道政治連盟～日本会議に群がる安倍晋三ら自民党国粋主義者が起草した憲法改正草案（2012年）の前文は「日本国は長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であって…日本国民は…国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り…良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する」と述べ、第一章天皇の第一条「天皇は、日本国の元首であり…」に続きます。象徴天皇とは言え、誰もが最大級の敬語を用い、今も我が国の差別構造の頂点に君臨している天皇を、何と再び国家元首にと妄想する、時代錯誤としか言いようのない代物です。戦時中、私が在満国民学校でたたき込まれた天照神話をもとに「天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ、天皇ハ国家元首ニシテ…」とうそぶいた大日本帝国憲法（明治憲法）への回帰そのものではないか。それにしても世界性～普遍性のカケラもない古色蒼然たる前文ですが、徹底した皇室崇拜国粋主義者と言われた作曲家・黛敏郎（1997年に結成された日本会議の初代会長に内定するも、結成直前に死去）が存命なら喜んで作曲したことでしょう。

そもそも現憲法の象徴天皇条項の存在自体が神道の信仰を国民に強制するものであり、生来無宗教で信仰心など皆無の私を含めて、私たち個々人の思想～信教の自由を犯し、蹂躪しているのです。いわんや国家元首条項に於いてをや、でしょう。大日本帝国憲法の残滓である天皇関連条項を根絶することこそ現憲法改正の要諦であり、真に平等で民主的な憲法を確立する必要条件ではないか？

個々人と言え、現憲法の第13条「すべて国民は個人として尊重される」が、自民党改憲草案では第13条「全て国民は人として尊重される」と改ざんされています。現憲法の謂う〈個人〉が、国家、社会集団、家族など様々な共同体の拘束から可能な限り解放された自由な個々人を意味している概念であることは明白でしょう。大日本帝国憲法のもとでは天皇と皇公族以外の国民は被支配者としての人民であり臣民でした。天皇を再び国家元首に祭り上げ、大日本帝国憲法の復活を目論む安倍らにとって最も目障りな存在は、何ものにも束縛されない自由人なのです。安倍らが現憲法の〈個人〉から個性豊かな自由人を象徴する〈個〉を抹殺して捏造した〈人〉とは何か？ 私たち一人ひとりにとってかけがえのない個性が欠落した〈人〉の実体は、安倍らが明治維新に追随して又もでっち上げようとしている天皇制国家という幻想共同体に拘束され、天皇を頂点とする国家権力に唯々諾々と従う人民であり、臣民にほかならない。それは上記前文と国家元首条項から明らかでしょう。起草した差別至上主義者安倍らの卑屈で低劣な認識水準が判ります。

（2019年9月記）

2019年総会報告

事務局長 山田 清彦

2019年9月14日午前10時から今年度の総会を開催しました。以下に報告します。

① 再処理裁判について

再処理工場の電源設備への雨水漏れで、日本原燃は原子力規制委員会から厳しく叱責されましたが、4月4日に審査再開が決まり、再処理工場の2021年竣工に向けて準備が進められています。その後の審査会合では、十和田火山噴火における降灰について、旧来の36cmに比べて高く降灰することが分かりつつ、改めて影響評価をする必要がないと日本原燃が主張するなど、多くの問題を抱えています。

それに加え、日本は約47.3トンの余剰プルトニウムを保有し、その上に六ヶ所再処理工場を操業すれば年間約8トンのプルトニウムを抽出することになり、それが日本の核武装化につながるという懸念を持たれています。そこで、原子力委員会は現状の余剰プルトニウムを容認しつつ、プルスーマルで減らした分の補充には六ヶ所再処理工場の可動を認めるという結論を出しました。

使い道のないプルトニウムは不要だし、使用済MOX燃料の再処理はできないことも含めて、改めて警鐘を鳴らす必要があるということを裁判で訴えると同時に、各種集会や学習会で訴える活動にも参加しました。

② 青森県知事選挙

現職三村申吾が5選を目指す中で、「反核燃」を訴えることを目指して、前共同代表の佐原若子さんが立候補しました。選挙開始後は、浅石代表が街頭挨拶に立ち、原告団メンバーが「追っかけ」となって、佐原候補を応援しました。結果は、現職が329,048票、佐原さんが105,466票。

③ 参議院選挙（青森選挙区）

野党統一候補として、原告団の弁護士である小田切達（さとる）氏が立憲民主党から立候補しました。選挙戦において、核燃や三沢基地の問題については前面に出さない戦略であったようで、問題点を生活者支援に置いた訴えを行いました。結果は、滝沢氏が239,757票、小田切達氏が206,582票、小山日奈子氏が19,310票。

④ 原子力規制委員会の動向チェック

新規基準に盛り込まれた再処理工場の重大事故対策や火山対策がいずれも不十分であることから、その適合性審査を監視するとともに、問題点の洗い出しなどを行うこととします。

火山噴火については、十和田火山は無視して、

八甲田火山を取り上げていますが、軽石の降灰があるとして、従来の36cmから55cmに改定しました。

今は、原発の基準を基に作成した再処理工場の審査基準が正しいかどうか、更田委員長をして「悩ましい」との答弁を余儀なくされています。なお、規制庁の人事で再処理を離れていた「長谷川」氏が戻り、日本原燃がかなり緊張している場面も見受けられます。

再処理工場の方は、戦闘機の墜落を面的にとらえるという求めが出てきたし、蒸発・乾固した場合でも管理放出が敷地外に出るのは駄目だということで、これまでの審査基準で通ってきたものが、より厳しくなっていると見受けられます。

⑤ パブコメの準備について

原子力規制委員会のトレンチ調査が9月から10月（10月3、4日に実施済み）に行われると、トレンチ調査報告書での審査会合があり、その後に、審査書案がまとまる可能性が高い。年末までにまとまれば、その後に1か月かけてパブコメがあり、2020年年明けには合格が出る可能性がある。

審査書案の一次案は既に公開されているので、それを読み込んで、疑問のあるところに意見を付すという作業が必要である。

なお、安全対策工事には2年を見ているが、アクティブ試験以降の放射能の残差も取り除く工事も同時並行で行うので、トラブルが多発することも想像できる。

⑥ 使用済MOX燃料、300年間管理問題

6月21日に行われた省庁交渉において、資源エネルギー庁の職員から、使用済MOX燃料を15年冷却した使用済ウラン燃料（乾式貯蔵に回せる）と同等に冷却するには、300年以上かかるとの説明があった。その後、福島瑞穂事務所を通じて、質問を出した回答でも、プールでの冷却に300年以上かかるとの説明があった。

この話を、フルMOXの大間原発、プルスーマルの現地で広げれば、恐らくは反対する首長が出て来るだろう。更には、地元での説明会が行われ、結果的にはMOX不要論が広がると思われる。

六ヶ所再処理工場は、MOX燃料に加工する原料を供給するのが主な任務なので、六ヶ所再処理工場不要論を広げるチャンスと思われる。

⑦ 会計について

年々会費の納入者が減少しているので、各種学習会にてサポーター会員の拡大を目指すことにしました。会員の皆さんからの納入と会員拡大にも積極的にご協力いただきたいと思います。

会計報告は非公表とします。

六ヶ所核燃などを巡る動き

2019年

- 7. 14 第12回大間原発反対現地集会を開催：青森県内外から約300人が参加し、大間原発建設中止や全国各地の原発再稼働阻止を訴えた。
- 21 参議院選挙投票日：小田切さとる氏が206,582票獲得も落選（滝沢氏239,757票、小山氏19,310票。）
- 27 **原告団：事務局会議を開催（八戸市）。**
- 30 青森県と六ヶ所村：日本原燃から事前了解の申し入れがあった六ヶ所再処理工場・第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の最大保管容量の変更を了解したと発表。
- 8. 1 原子力規制委員会：再処理工場の新規制基準適合への審査会合を開催。日本原燃から重大事故対策などの説明を受けたが「検討不足」と指摘し、次回以降も議論継続の方針。
- 9 原子力規制委員会：再処理工場の安全審査会合を開催。原燃は同工場に近い出戸西方断層周辺の追加調査の結果、長さ約11キロとする従来の評価は変更なしと報告。規制委はさらに確認が必要な事項があるとして引き続き説明を求めたほか、同断層周辺の現地調査を9～10月に行うことを決めた。
- 18 脱原発をめざす首長会議：むつ市で記者会見し、再処理工場の早急な廃止を求める緊急声明を発表。
- 21 原子力規制委員会：再処理工場の新規制基準適合性審査について、審査チームが示した航空機落下の影響評価に関する審査方針を了承。
- 22 **原告団：核燃研を開催（東京共同法律事務所、浅石・山田両氏は八戸市でスカイプ参加）。**
- 23 日本原子力発電所（原電）：保有する日本原燃の株の一部を同社に売却すると発表。
- 24 **原告団：事務局会議を開催。**
- 26 日本原燃：再処理工場のウラン・プルトニウム混合脱硝建屋で、「第1排風機」2台のうち、1台が故障したと発表。もう1台は点検中だったため、第1排風機は機能しない状態となった。第2排風機は3台のうち2台が運転しており、外部環境への影響はない。
- 28 原子力行政を問い直す宗教者の会：再処理工場の民事訴訟の提訴を準備しているメンバー（中畠哲演氏他）と浅石代表・山田事務局長が面談。これからの方針の意見交換をする。
- 28 中畠哲演氏のお話を聞く会を開催（八戸市・根城公民館）。
- 31 仏・ルモンド紙：日仏両国が共同研究を進める高速炉実証炉「アストリッド」について、仏側が開発計画を停止と報じた。
- 9. 1 なくそう原発・核燃、あおもりネットワーク：総会を開催（青森市）。
- 2 日本原燃：排風機故障問題で、駆動用ベルトが仕様と異なる耐久性の低いタイプだったと発表。
- 7 北海道と青森県の労組・社民党：大間原発反対集会開催（大間町で）。
- 13 **原告団：核燃裁判。航空機落下への防護設計の対応が不当である、等の準備書面2通を提出。**
- 13 **原告団：逢坂誠二衆議院議員を講師に迎え『「原発ゼロ法案」と六ヶ所再処理工場』と題した講演会を開催（青森市・アウガ研修室）。**
- 14 **原告団：総会を開催（青森市・青森市民ホール）。**
- 19 東電刑事裁判で東電元会長らに無罪判決（東京地裁）。（30日に東京高裁に控訴）。
- 25 原子力規制委員会：再処理工場の安全審査に関し、重大事故対策など設備に関する審査会合を開催。規制委側は原燃が説明する各対策に理解を示し、設備面の審査は再び収束の方向へと進み始めた。
- 27 関電会長らに原発マネー還流。関電の岩根社長が記者会見し「2011年からの7年間で20人が計3億2千万円受け取っていた」と明かす。
- 10. 3. 4 原子力規制委員会：六ヶ所村の太平洋側にある出戸西方断層について2日間の現地調査を終了。規制委の石渡明委員は「大体において説明は納得できる部分が多かったが、依然、疑問に思うところがある。公開の場で議論したい」と述べた。
- 7 日本原燃：低レベル放射性廃棄物搬入。美浜原発から1400本（ドラム缶）。
- 9 原子力規制委員会：再処理工場の安全審査で、敷地周辺の地層に関する追加調査の実施を原燃側に指示。六ヶ所村内の現地調査で観察した鷹架沼南岸の地層に関するデータを拡充し「大きな影響を及ぼす断層がないことの確認」が必要と判断したため。
- 15 **原告団：核燃研を開催（東京共同法律事務所）。**
- 20 **原告団：事務局会議&街頭署名を開催。**
- 21 日本原燃：再処理工場の敷地南側にある鷹架沼の南岸で追加の地質調査を開始（11月中旬終了予定）。

お 知 ら せ

☆2019年 反核燃 秋の共同行動

【むつ行動】

日 時：2019年11月9日（土）

●集会 13:00～むつ下北観光物産館

●デモ 14:00～むつ市内

【青森行動】

日 時：2019年11月10日（日）

●デモ 11:30～青森市内

●集会 12:30～ねぶたの家 ワ・ラッセ
イベントホール

☆第16回 反核燃 産地直売会

日 時：2019年11月10日（日）10:00～15:00

場 所：ワ・ラッセ（西の広場）

※上記イベントの詳細は別紙をご覧ください。



☆核燃裁判

日 時：2019年12月6日（金）13:30～

場 所：青森地方裁判所

カンパを戴いた方々です（敬称略）。ありがとうございました。

「個人情報保護のため、お名前の公表を控えます。」

10月26日、「放射能から子どもを守る母親の会」の「核燃と原発に反対する女たちのデモ」の300回目に参加できた。

県内外から参加した52名は、トレードマークの「かくねん まいね」のパッチワークで作った横断幕を持って、お巡りさんの先導でスタートした。

「1986年7月から始めて33年、子供を背負ってデモした時も、今回は孫と一緒に歩く。・・・デモの参加者も普段は10数名一番少ない時は3人、いつやめようか、2人になったらねとか、それでも続けた、おかしいと思っていることを言わずにはいれなかった。」と母親の会のメンバーは言う。

小さなデモを見て、ホットした人や勇気を持ってくれた人がいたと思う。静かに歩くだけと言うが、偉大なお手本を示してくれている。

今回、何としても参加しようと思い、出向いた。本当に、デモだけでなく、意見広告・学習会等いろんなことの運動をしている人や、その思いのある人たちにどれだけ元気を与えてくれていたか、感謝の気持ちでいっぱいだ。

核燃裁判も31年。こんなに長く続くとは思ってもしなかった。それでも、大勢の応援・支援を頂きながら闘争は続く。

久しぶりに会えた人、いつも集会等会う人、穏やかな雰囲気の中で元気をもらった一日だった。

（K.I）

会費納入のお願い

原告団は会員の皆様の会費・カンパのご支援により運営されています。今回のニュースと一緒に、後期会費とまだ会費を納められていない方に振込用紙を同封致しました。何卒よろしくお願い致します。

会員・サポーター募集中！！

核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団

〒039-1166 青森県八戸市根城9-19-9

浅石法律事務所内

TEL/FAX 0178-47-2321

郵便振替：02300-9-37486

『核燃阻止原告団』

会 員 /年間6000円（購読料共）

サポーター /年間3000円（購読料共）

eメール lman-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp

ホームページ <http://www.5a.biglobe.ne.jp/~genkoku/>